

平成 28 年 9 月 21 日

各位

会社名 株式会社 新生銀行
 代表者名 代表取締役社長 工藤 英之
 (コード番号 : 8303 東証第一部)

簡易株式交換による連結子会社(昭和リース株式会社)の完全子会社化に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、当行を株式交換完全親会社、当行の連結子会社である昭和リース株式会社(以下、「昭和リース」)を株式交換完全子会社とする株式交換(以下、「本株式交換」)を、平成 28 年 12 月 1 日を効力発生日として実施することを決議し、本日付で当行と昭和リースとの間で株式交換契約を締結いたしましたのでお知らせいたします。

なお、本株式交換は、昭和リースにおける平成 28 年 11 月 11 日開催予定の臨時株主総会での承認を条件としております。また、当行は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易株式交換の方法により、株主総会の承認を得ることなく本株式交換を行います。また、本株式交換は連結子会社を完全子会社化する簡易株式交換であるため、開示事項・内容を一部省略して開示しております。

1. 本株式交換による完全子会社化の目的

当行では、経営理念に基づき、真にお客さまから必要とされる金融グループを目指すための「中長期ビジョン」を定め、これに沿って、安定的・持続的な成長を可能とするビジネスモデルを構築するため、平成 28 年度から平成 30 年度を対象期間とする第三次中期経営計画(以下、「第三次中計」)を推進しております。本株式交換は第三次中計の施策の一環として実施するもので、昭和リースを完全子会社とすることで、グループ経営の意思決定をより迅速かつ機動的に行う体制を整え、当行の「中長期ビジョン」や第三次中計にて掲げるグループ融合を迅速に進めることにより、革新的金融イノベーターを目指して新生銀行グループの企業価値の最大化を図ってまいります。

なお、昭和リースの上位株主である株式会社りそな銀行(以下、「りそな銀行」と昭和リースは、平成 17 年 2 月に昭和リースが当行子会社となった以降も、昭和リースの顧客基盤の拡充に向けて連携を図ってまいりました。昭和リースは、今後も、りそな銀行との業務連携を維持・強化していく方針です。

2. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

株式交換取締役会決議日	(両社)	平成 28 年 9 月 21 日
株式交換契約締結日	(両社)	平成 28 年 9 月 21 日
株式交換契約承認臨時株主総会基準日公告日	(昭和リース)	平成 28 年 10 月 12 日(予定)
株式交換契約承認臨時株主総会基準日	(昭和リース)	平成 28 年 10 月 26 日(予定)
株式交換契約承認臨時株主総会開催日	(昭和リース)	平成 28 年 11 月 11 日(予定)
株式交換実施予定日(効力発生日)		平成 28 年 12 月 1 日(予定)

(注) 当行については、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易株式交換の方法により、株主総会の承認を得ず本株式交換を行う予定です。

(2) 本株式交換の方式

当行を株式交換完全親会社、昭和リースを株式交換完全子会社とする株式交換となります。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

	新生銀行 (株式交換完全親会社)	昭和リース (株式交換完全子会社)
株式交換に係る割当比率	1	2.17

① 株式割当比率

昭和リース普通株式1株に対して、当行普通株式 2.17 株を割当交付します。ただし、当行が現時点で保有する昭和リース普通株式 301,651,206 株については、本株式交換による株式の割当では行いません。

② 本株式交換により交付する株式

当行は、本株式交換に際して、当行普通株式 10,037,782 株(予定)を本株式交換により当行が昭和リース株式(当行が保有する昭和リースの株式を除く。)の全部を取得する時点の直前時(以下、「基準時」)の昭和リースの株主(当行を除く。)に対して割当交付しますが、割当交付する当行普通株式は保有する自己株式を充当する予定であり、新株発行は行わない予定です。

なお、昭和リースは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、昭和リースが保有する自己株式および昭和リースが基準時まで保有することとなる自己株式(本株式交換に際して会社法第 785 条第 1 項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによって昭和リースが取得する自己株式を含む。)の全部を、基準時まで消却する予定であり、昭和リースが基準時まで保有することとなる自己株式数などにより、当行が交付する普通株式数は今後修正される可能性があります。

(4) 新株予約権および新株予約権付社債に関する取り扱い

昭和リースは、新株予約権および新株予約権付社債のいずれも発行しておらず、該当事項はありません。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の算定の考え方

(1) 割当ての内容の根拠および理由

上記 2(3)①に記載の割当比率(以下、「本株式交換比率」)の算定に当たって公平性・妥当性を期すため、当行は株式会社KPMG FAS(以下、「KPMG FAS」)を第三者算定機関として選定しました。当行はKPMG FASから提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に交換比率を慎重に検討し、当事者間で協議・交渉を重ねました。その結果、当行および昭和リースは、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本日開催された両社の取締役会において本株式交換比率を決定し、合意いたしました。

なお、割当ての内容の前提として、当行および昭和リースのいずれも大幅な増減益などは見込んでおりません。

(2) 算定機関との関係

KPMG FASは、当行および昭和リースから独立した第三者算定機関であり、当行および昭和リースの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(3) 算定の概要

KPMG FASは、当行の普通株式については、当行の普通株式が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから株式市価法を、非上場会社である昭和リースの普通株式については、比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから株価倍率法、および将来の事業活動の状況を評価に反映する観点からディスカунテッド・キャッシュフロー法を、それぞれ採用して分析し、その結果を総合的に勘案して株式交換比率の算定を行いました。

なお、当行は、KPMG FASより、株式交換比率の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

4. 当事会社の概要

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
(1) 名称	株式会社新生銀行	昭和リース株式会社
(2) 所在地	東京都中央区日本橋室町二丁目 4番3号	東京都文京区後楽一丁目4番14 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 工藤 英之	代表取締役社長 清谷 清弘
(4) 事業内容	銀行業	リース業
(5) 資本金(平成28年3月31日 現在)	512,204百万円	29,360百万円
(6) 設立年月日	昭和27年12月	昭和44年4月2日
(7) 発行済株式数(平成28年3月 31日現在)	2,750,346千株	309,000千株
(8) 決算期	3月31日	3月31日
(9) 大株主および持株比率(平成 28年3月31日現在)	SATURN IV SUB LP (JPMCB 380111) 11.76% 預金保険機構 9.78% 株式会社整理回収機構 7.27% SATURN JAPAN III SUB C.V. (JPMCB 380113) 4.01% 日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口) 3.55%	株式会社新生銀行 96.98% 日本トラスティ・サービス信託銀行株 式会社(信託口) 0.64% 株式会社りそな銀行 0.48% 昭和リース社員持株会 0.42% 株式会社シンニタン 0.16%
(10) 直前事業年度の財政状況および経営成績(連結)		
決算期	平成28年3月期	平成28年3月期
純資産	793,124百万円	101,271百万円
総資産	8,928,789百万円	528,355百万円
1株当たり純資産	294円41銭	330円16銭
経常収益(売上高)	375,732百万円	104,636百万円
営業利益	-	5,209百万円
経常利益	62,090百万円	4,978百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	60,951百万円	8,218百万円
1株当たり当期純利益	22円96銭	26円83銭

(注)昭和リースは、自己株式として普通株式2,723,088株(発行済株式の総数に占める持株数の割合0.88%)を所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

5. 本株式交換後の状況

本株式交換による両社の名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、決算期の変更はありません。

6. 今後の見通し

本株式交換は、当行連結子会社を完全子会社とする株式交換であるため、当行の連結業績に与える影響は軽微です。

(参考) 当行の当期連結業績予想(平成 28 年 5 月 11 日公表分)および前期連結実績

(単位: 億円)

	連結経常収益	連結経常利益	親会社株主に帰属する 当期純利益
当期業績予想 (平成 29 年 3 月期)	-	-	520
前期実績 (平成 28 年 3 月期)	3,757	620	609

以上